平成２９年（フ）第４１２号
大阪府貝塚市澤717番地２コスモ二色の浜２―103号
債務者　神﨑寿美恵
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
大阪府和泉市伯太町１丁目４番18―305号
債務者　濱口　　聖（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市上野町東１番40号、前住所大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘１丁目５番９号
債務者　五十嵐啓子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
大阪府泉大津市条南町８番19号
債務者　あたりやこと　當田　貞子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
沖縄県糸満市字兼城184番地　コーポ青空201号
債務者　大城　　健
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２９５号
沖縄県那覇市字国場714番地　嘉数方
債務者　江城　勝男
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６２７号
札幌市白石区本通16丁目北４番３―405号
債務者　庄子　勝義
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５８号
札幌市厚別区厚別西５条４丁目１番１号
債務者　熱田はるみ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５９号
札幌市厚別区厚別西５条４丁目１番１号
債務者　熱田　有香
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１８号
札幌市東区伏古３条４丁目２番７―311号
伊藤方
債務者　加藤　慎也
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３０号
札幌市北区新川６条15丁目２番10号　カルム新川102号
債務者　伊藤　純一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７号
北海道登別市登別東町２丁目６番地１
債務者　伊藤香穂理
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
釧路市緑ケ岡６丁目16番31号、住民票上の前住所北海道釧路郡釧路町河畔２丁目79番地
債務者　三戸部庸子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４号
釧路市東川町21番13号　ハイツリバーサイドＧ号室
債務者　菊池　正士
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７１号
福島県喜多方市関柴町上高額字境田650番地１、前住所東京都江東区富岡２丁目４番１号京徳第一ビル403
債務者　橋詰　愛子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
福島県会津若松市山見町323番地の２　コーポキムラ101号、前住所福島県会津若松市大塚１丁目３番34号
債務者　渡部　紗織（旧姓栁澤）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川東191番地の16、前住所福島市南中央２丁目３番地の１　ラフォーレ南中央Ｃ202号
債務者　堀田　光之
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係